

INSURANCE NEWSLETTER

2023 年 12 月号 (Vol.11)

近時の保険に関するニュース：2023 年 6 月～

- ・金融庁公表文書
- ・改正事項

森・濱田松本法律事務所

弁護士 吉田 和央

TEL. 03 6266 8735

kazuo.yoshida@mhm-global.com

弁護士 小川 友規

TEL. 03 6266 8968

tomonori.ogawa@mhm-global.com

弁護士 福島 邦真

TEL. 03 5293 4930

kunimasa.fukushima@mhm-global.com

今回の INSURANCE NEWSLETTER では、近時の金融庁公表文書として、[1. 2023 年保険モニタリングレポート](#)、[2. リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果](#)を取り上げます。次に、近時の改正事項として、[3. 金融商品取引法等の一部を改正する法律：保険業法、金融サービス提供法等の改正](#)、[4. 経済安全保障推進法関係](#)、[5. 保険業法施行規則、監督指針等の改正](#)をご紹介します。最後に、[6. その他の報告書等の公表](#)、[7. 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点](#)、[8. 保険商品審査事例集の公表](#)について言及します。

1. 2023 年保険モニタリングレポートの公表（6 月 30 日付）、2023 事務年度金融行政方針の公表（8 月 29 日）

金融庁は、[「2023 年保険モニタリングレポート」](#)、[「2023 事務年度金融行政方針」](#)を公表しました。

保険モニタリングレポートでは、金融庁が認識している諸課題の項目が示されているところ、基本的に 2022 年保険モニタリングレポートから変化はありません。2023 事務年度金融行政方針でも、基本的に保険モニタリングレポートにおいて示されたものと共通の視点が挙げられています。

本 NL では、顧客本位の業務運営に関する事項を中心に、昨年のモニタリングレポートからの更新部分について取り上げます。

(1) 営業職員管理態勢の高度化

金融庁は、2022 事務年度において、営業職員管理に対する内部監査の実態に関するモニタリングを行ったとのこと。このモニタリングにおいては、3 線の機能発揮状況に止まらず、1 線や 2 線の取組みも含めた全体的な管理状況について、確認や対話を行い、一部の会社において営業職員による不正行為の防止や不正行為の早期発見の観点での予兆に関するモニタリングなどに以下のような課題があったと指摘されています。

INSURANCE NEWSLETTER

- 金銭移動を伴う取引に係るモニタリングにおいて、対象となる行為に解約、減額、据置保険金、配当金を含めておらず、契約者貸付に限定している事例、高額な契約者貸付を一定回数以上取り扱った場合にモニタリングを実施するなど閾値を定めて限定的な実施をしている事例など、モニタリングの網羅性に課題があるもの
- 営業職員が契約者の住所を無断で別の住所に変更する不正行為を検知していないなど、保険契約を適切に管理・保全する観点からの契約者の本人確認プロセスに課題があるもの
- 複数の懲戒歴を有する営業職員に対して、営業拠点長が、当該職員の営業成績が優秀であることに配慮して必要な管理や指導を行っていないなど、営業職員の活動管理等の実効性に課題があるもの
- 営業職員が契約者に対して暗号資産、FX、海外不動産への投資、海外の資産運用サービス、ネットワークビジネス等を勧誘・紹介する行為を禁止するルールを社内では設けているにもかかわらず、営業職員に対するルールの周知や上記勧誘・紹介に起因した苦情管理態勢の整備を行っていないもの
- キャッシュレス化について、営業職員が現金を受受する機会が多く残存しているなど、取組みが遅れている事例

金融庁は、2023年2月に生命保険協会から公表された「[営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点](#)」を踏まえた各社の取組みが、営業職員による不適切事案の未然防止や再発防止に繋がるよう生命保険会社に対応を促しています。また、各生命保険会社においては、自社の課題やリスク特性に応じて、本着眼点を活用しながら、実効性のある取組みを不断に進めるとともに、各社毎に何らかの形で取組状況を公表するなど、本件取組みの透明性・実効性が高まるよう、積極的な対応が求められています。

(2) 保険代理店管理態勢の高度化

金融庁は、財務局と協働してヒアリングを行い保険代理店の実態把握を進めてきた中で、次のような実態や課題が把握されたとしています。

ア サイバーセキュリティ、非対面募集

保険代理店において、サイバーセキュリティ対策に関する担当部署の設置や各種管理規程の整備を行っている保険代理店は約6割、コンティンジェンシープランを策定している保険代理店は約5割にとどまることから、更なる取組みが望まれています。

非対面募集について、多くの保険代理店において非対面募集を行う環境整備を進めていた一方、一部の保険代理店からは、非対面募集時のルールについて各保険会社間での統一を望む意見があったとのこと。

INSURANCE NEWSLETTER

イ 生命保険会社による代理店管理の高度化の促進

金融庁は、2022年4月からの生命保険協会による「代理店業務品質評価運営」（以下、「評価運営」といいます。）を踏まえ代理店の業務品質評価に関する各社の検討状況について確認を行っています。その結果、生命保険会社からは、評価運営による調査結果を自社の代理店評価の代替としている、自社における代理店の品質評価基準を評価運営の議論を踏まえて見直すことを検討しているとの意見があったとのことです。一方、生命保険代理店からは、業務運営を見直すにあたり評価運営を参考としたいという意見もあるものの、評価運営の内容は小規模代理店では対応に苦慮する部分がある、生命保険会社からの評価運営の活用に関する周知がなく具体的な検討が難しいといった評価運営の実務への浸透に関する課題認識も聞かれたとのことです。

ウ 損害保険会社と保険代理店との円滑な連携

[2022年保険モニタリングレポート](#)においても、損害保険会社が代理店の統廃合を強引に進めている、代理店手数料ポイント制度の導入により零細な代理店の手数料が減少しているとの指摘がありました。

昨年同様、代理店契約は民民間の委託契約に基づくものであるとしながらも、金融庁としても、損害保険会社による一方的な対応とならないよう保険代理店の意見をしっかり聴取するなど、引き続き丁寧な対応に努めるよう促し、フォローアップしていくとのことです。

(3) 公的保険制度を踏まえた保険募集

2021年12月に監督指針の改正により、保険募集人等に対する公的保険制度に関する教育や情報提供等による意向把握・確認などの監督上の着眼点を明確化（監督指針 II-4-2）するなど、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進が引き続き求められています。

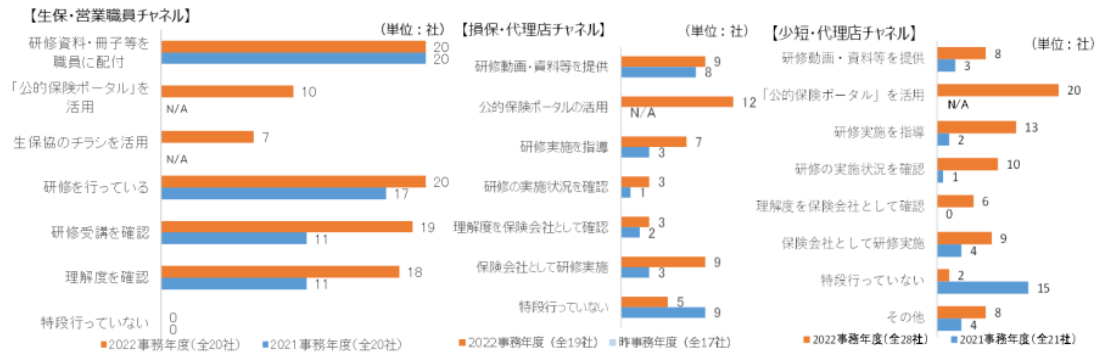
保険募集人等の教育・管理・指導において、特に生命保険会社における創意工夫として以下の取組みが確認されたとのことです。

- 日常的な教育を担う営業拠点長等向けに一般職員向けとは別のカリキュラムを設定する
- 営業職員が携帯するタブレット上で理解度を確認する（テストの実施や解説動画視聴）
- 募集人向けにAIを活用したロールプレイングツールの提供を行う

少額短期保険業者について、昨事務年度は全体として取組みが限定的であったものの、自社作成資料に基づく研修や[公的保険ポータル](#)の活用がされるなど、各社の取組みに進展がみられたとのことです。

各種公的保険制度に関する適切な理解を確保するための教育の取組状況は、以下のとおりです。

INSURANCE NEWSLETTER

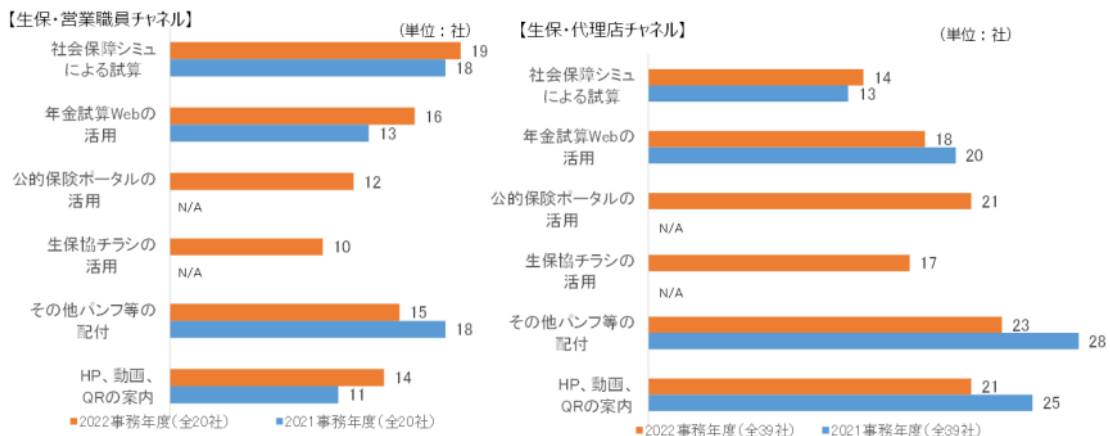


(出典：2023年保険モニタリングレポート、45頁)

保険募集時・加入勧奨時における説明について、多くの会社において、取扱商品に関連する公的保険制度の説明資料やシミュレーションツールを活用したうえで、必要保障額を試算し提案するよう促す取組みが確認されたほか、公的保険制度に関する独自のパンフレット・リーフレットを配布することや、ホームページ・動画等のURL・QRコードを案内することに取り組む会社もあったとのことです。

代理店チャネルにおいては、乗合代理店における混乱を防ぐため、各保険会社等が作成したツールより業界共通ルールの積極的な活用が確認されたとのことです。また、高額療養費制度については、募集資料において複雑な制度の仕組みを視覚的に分かりやすく説明した上で、支給水準と顧客ニーズを踏まえた必要な概算保障額を年収別に図示する工夫例が紹介されています。公的保険制度を踏まえた説明については、統一的な方法や内容で所属する募集人に説明するよう求めている保険代理店が5割弱にとどまっており、保険代理店の顧客層や取扱う商品特性等に応じ、所属する募集人が同じ水準で説明できるような取組みの進展が望まれるとされています。

公的保険制度、及びそれを踏まえた自社商品の保障内容の説明に関する取組状況は以下のとおりです。



INSURANCE NEWSLETTER

(出典：2023年保険モニタリングレポート、46頁)

(4) 外貨建保険の募集管理の高度化

外貨建保険の募集管理の高度化については、2022年保険モニタリングレポートから引き続いて課題認識されていますが、金融庁が2023年9月8日に公表した「外貨建保険の共通 KPI に関する分析」も含めて外貨建保険の状況を概観し、金融庁が外貨建保険の販売量が多い生命保険会社に対して行ったモニタリング結果をご紹介します。

ア 「外貨建保険の共通 KPI に関する分析」＜2023年3月末基準＞の公表（9月8日付）

2022年3月末との比では、新規契約増による契約初期費用増の影響、円安の進行による解約増及び海外金利上昇による市場価格調整等により、運用損益がプラスになっている顧客の割合は約7割から約4割に下落しています。また、外国為替や海外金利の変動を背景とした新規契約増及び解約増を受け、2022年3月末時点と比較して、コストとリターンともに下落が見られています。

金融庁が金融機関代理店以外の保険代理店に対して行ったヒアリングによれば、共通 KPI の導入を検討している保険代理店は少数であり、引き続き共通 KPI 導入に向けた取組みの進展が期待されています。

イ 苦情発生状況、外貨建保険販売資格試験関連

上記アでも指摘されている状況から、既契約の外貨建保険に関し、市場価格調整（MVA）により解約払戻金が想定していた水準を下回るとの苦情が顕著に増加したとのことです。

2022年4月から開始された生保協会による外貨建保険販売資格試験に関し、一部の生命保険会社において、全代理店を対象に試験の合格状況にかかる一斉点検、販売資格のない募集人が外貨建保険に係る設計書を設計できないようにシステム制御したり、契約も締結できないようにしたりするなどの生命保険会社側で販売管理を行う取組みがあったと紹介されています。

ウ 適合性確認の基準に関する代理店との対話や基準の具体化

適合性確認については、2021年1月15日に[監督指針が改正](#)され、リスク、リターン、コスト等の顧客が特定保険契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定することや、個別の特定保険契約や当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、把握した顧客属性等に適うものであることの合理的根拠があるかについて検討・評価を行っているか等の着眼点が追加されました。保険モニタリングレポートでは、特定保険契約の適合性確認で社内規程等へ明記している内容が紹介されています。特定保険契約の適合性の基準については、以下の調査結果が公表されていま

INSURANCE NEWSLETTER

す。



（出典：2023年保険モニタリングレポート、50頁）

エ 高齢者募集ルールの実効性

生命保険会社では、親族を関与させるルール設定が苦情抑制に寄与していると評価していたことを踏まえ、多くの代理店では、「高齢者に対する保険募集時に親族の同席を求めることや、同席ができない場合でも電話等を通じて親族に意向を確認するなど、何らかの形で募集プロセスに親族を関与させるルール」を設定していたとのことです。その他の取組みとしては、保険会社の高齢者の基準よりも高い年齢を設定している代理店においては、一部の保険会社が、新規契約の一部について、契約成立後に電話で顧客の理解度を確認することで、自社の推奨年齢を踏まえた高齢者募集の適切性を確保する取組みが紹介されています。

オ 重要情報シート、アフターフォロー

重要情報シート¹について、生命保険会社が代理店に対して、自社と他社の商品性の違いを丁寧に説明し、重要情報シートの記載方法等について助言する取組みを実施している例が紹介されています。アフターフォローについては、契約者がWeb上で解約払戻金等の時価情報を直接確認できる機能を実装、半期ごとに契約者に対して時価情報を反映した帳票や契約内容に関する通知を送付している例が紹介されています。

(5) 節税（租税回避）を主たる目的とした商品開発・募集活動への対応

昨年度の保険モニタリングレポートにおいても指摘されていた節税商品について、保険本来の趣旨を逸脱した保険募集を防止する観点から、以下のような取組みの継続又は強化が確認されたとのことです。

- ・ 注意喚起文書による契約申込者への説明や説明内容に係る確認書の徴求
- ・ 契約者に対する本社部門等からのアウトバウンドコールによる確認
- ・ 本社契約保全部門やコンプライアンス部門による販売後の契約内容の変更に対

¹ 重要情報シートの導入経緯等については、[INSURANCE NEWSLETTER 2022年12月号 \(Vol.9\)](#)、II.6.(4) (9頁) をご参照ください。

INSURANCE NEWSLETTER

するモニタリング（解約、名義変更、払済、失効等）

さらに、生命保険会社の中には、自社の販売商品について、保険本来の趣旨を逸脱した保険募集が行われ得るリスクを網羅的に洗い出し、保障目的の商品であることや節税（租税回避）効果はないことの説明に加え、保険本来の趣旨を逸脱した保険加入の具体的な事例を注意喚起文書で示すことで、不適切募集の防止に繋げようとする取組みも見られたとのことでした。

2. リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果の公表（6月30日付）

金融庁は、2022 事務年度において外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢について対話・モニタリングで把握した実態を基に、販売会社に共通となり得る課題を提示した[モニタリング結果](#)を公表しています。本 NL では、外貨建一時払保険に関して金融庁から示された課題を中心に取り上げます。

原則 2²に関して、販売・管理態勢の課題について、過去の円高進行時の解約の円転換によって損失が発生したとの苦情が多く寄せられた経緯があることから、商品性を十分に理解できる顧客に対し、長期保有を前提に提案・販売する必要があると指摘されています。また、目標（ターゲット）到達型については、顧客が目標到達後に解約して同様の保険に再加入する場合、顧客に販売手数料等の二重負担が生じることを踏まえた販売のあり方を検討する必要があると指摘されています。対話・モニタリングで判明した課題としては以下が挙げられています。

- ・運用目的で販売したにもかかわらず、他のリスク性金融商品とのリスク・リターン・コスト等を比較説明していなかった
- ・相続目的で販売したにもかかわらず、非課税枠を大きく超える保険金等の額を契約時に設定していた
- ・保障目的で目標（ターゲット）到達型保険を販売したにもかかわらず、目標到達後に保険を解約させて保障期間を途絶えさせていた

原則 7³に関して、従業員に対する適切な動機付けの課題として、現状の業績評価が、営業職員に「取組方針」に則した行動を促す内容となっているか、業績評価の改定によって営業現場の行動がどのように変化しているか等について、第 1 線だけでなく、経営陣や第 2 線・第 3 線が継続的に検証する必要があるとされています。具体的な課題としては、「取組方針」で「収益に偏重しない業績評価体系とすることで、顧客本位のコンサルティングを行う」旨を掲げているにもかかわらず、販売手

² 【顧客の最善の利益の追求】原則 2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

³ 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】原則 7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

INSURANCE NEWSLETTER

数料の高い外貨建一時払保険の販売に係る個人評価のウェイトが高いため、営業現場が当該保険への販売に傾注していたことが指摘されています。一方、工夫事例として、業績評価において、定量評価の比重を下げ、顧客へのアンケート調査で得た評価や提案プロセス等定性情報の比重を上げている例があったとのことです。

3. 金融商品取引法等の一部を改正する法律：保険業法、金融サービス提供法等の改正（11月20日付）

[金融庁関連法律案](#)として、保険業法、金融サービス提供法等を改正する「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案が春に国会に提出されていましたが、2023年11月20日に成立しました（令和5年号外法律79号）。

本改正により、金融サービス提供法の名称が「金融サービスの提供に関する法律」から「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に変更されるとともに、顧客に対する誠実公正義務が法定化されました。顧客に対する誠実公正義務については、[INSURANCE NEWSLETTER 2023年5月号 \(Vol.10\)](#) 7頁以下をご参照ください。これと併せて、顧客への情報提供にデジタル技術を活用できるよう保険業法、金融商品取引法等が改正されています。保険業法100条の5に定める「運用報告書の交付」が「運用状況に係る情報の提供」に改正されたほか、保険業法300条の2により準用される金融商品取引法においても、「契約締結前の書面の交付」を「契約締結前の情報提供等」（37条の3）、「契約締結時等の書面の交付」を「契約締結時等の情報の提供」（37条の4）とするなどの改正がされています。情報の提供の具体的な方法については、今後、施行規則等で定められることが想定されます。

4. 経済安全保障推進法関係

安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中で、経済安全保障法制に関する提言が行われ、2022年5月11日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）が成立しています。2023年4月、保険を含む基幹インフラ役務の安定的な提供の確保の基本方針が閣議決定され、2024年春頃の制度運用開始に向けて準備が進められています（以上につき、[「経済安全保障」（内閣府）](#)）。金融庁においては、[「金融分野における経済安全保障対策」](#)のページを新設しているほか、[相談窓口](#)を設けています。

本NLでは、経済安全保障推進法に基づく各種義務が課せられる「特定社会基盤事業者」の指定基準や指定の際の手続き、指定された場合の主要な義務としての導入等届出書の概要について取り上げます。

(1) 特定社会基盤事業者の指定

主務大臣は、「特定社会基盤事業」を行う者のうち、主務省令で定める基準に該

INSURANCE NEWSLETTER

当する者を「特定社会基盤事業者」として指定することができるかとされています（同法 50 条 1 項）。保険においては、保険業法 2 条 1 項に規定する保険業が「特定社会基盤事業」に該当します（同法施行令 9 条 13 号ロ）。保険において主務省令で定める基準は、下記のいずれかに該当する者とされています（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令⁴（以下、「同府令」といいます。） 2 条 5 号）。

- イ 直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき解約返戻金、その他返戻金及び再保険料の合計額を控除した額の平均が一兆円以上である者⁵
- ロ 直近の三事業年度の末日における生命保険業務（保険業法第二条第二十九項に規定する生命保険業務をいう。）に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者
- ハ 直近の三事業年度における損害保険業務（保険業法第二条第三十項に規定する損害保険業務をいう。二において同じ。）に係る元受正味保険金の額の平均が一兆円以上である者
- ニ 直近の三事業年度の末日における損害保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者

また、主務大臣は、特定社会基盤事業者を指定したときは、指定を受けた者へ通知するとともに、公示することとなっています（同法 50 条 2 項）。金融庁は、2023 年 11 月 16 日に指定を行い、同月 17 日に[公示](#)しています。特定社会基盤事業者は、名称又は住所を変更するときは、変更する日の 2 週間前までに主務大臣に届け出る義務が課されています（同条 3 項）。

同法 58 条 1 項では、特定社会基盤事業者の指定を行うために必要な限度において、主務大臣は特定社会基盤事業を行う者に対して、報告又は資料の提出を求めることができると規定されています。

(2) 「導入等計画書」の提出

特定社会基盤事業者は、①他の事業者（定義につき同法施行令 10 条、同府令 7 条）から「特定重要設備」の導入を行う場合、又は②他の事業者に委託して「特定重要設備」の「維持管理」若しくは「操作」（重要設備維持管理等）を行わせる場合、緊急やむを得ない場合（同府令 10 条）を除き、あらかじめ「導入等計画書」を提出する必要があります（同法 52 条 1 項）。

「特定重要設備」とは、保険業においては、「保険金の支払又は損害の填補に係る業務」⁶に関するデータの処理⁷の全部又は一部を行うよう構成された情報処理シ

⁴ 同府令は、2023 年 11 月 17 日に[改正](#)されており、以下改正後の条文を挙げています。

⁵ [パブリックコメント](#)により、解約返戻金及びその他返戻金が除外され、それに伴い、金額の基準が「一兆五千億円以上」から「一兆円以上」に引き下げられました。

⁶ 特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限ります。

⁷ 当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限ります。

INSURANCE NEWSLETTER

ステム⁸及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムと定義されています（同府令 1 条 5 号）。上記の情報処理システムに該当するかは、個別に判断することとなるとされていますが、例示としては、保険金支払システム（査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）が挙げられています（[金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説](#)（以下、「制度解説」、Q1-2））。導入等計画書においては、特定重要設備の導入を行う場合、特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいいます。）⁹の手段として使用されるおそれがあるもの（構成設備）を記載する必要があり、構成設備の内容が同府令 12 条に規定されています。保険業においては、保険金支払システム（査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）に係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション、上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等が挙げられています（制度解説、Q2-1）。

上記②の「維持管理」の具体的行為として、「特定重要設備である、ソフトウェア・ハードウェアを総称する仕組みとしてのコンピュータシステムの信頼性向上のために実施すべき、障害及び不正使用・破壊・盗難等の防止などの対応」が挙げられています。また、「操作」の具体的行為として、「特定重要設備である、ソフトウェア・ハードウェアを総称する仕組みとしてのコンピュータシステムに対して行う運行管理業務」（制度解説、Q3-1、Q3-2）が挙げられています。

5. 保険業法施行規則、監督指針等の改正

(1) 保険業高度化等会社に関する監督指針の改正（6月1日付）

金融庁は、金融機関の要望を踏まえ、保険業高度化等会社の設立に向けて、保険会社本体を含む保険グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化すること等を内容とする「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表しています。改正内容は、[INSURANCE NEWSLETTER 2023 年 5 月号 \(Vol.10\) 1.1.\(5\)](#)（6 頁）をご覧ください。

「[コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)」（以下、本項において「パブコメ」といいます。）では、今回の改正は、保険会社及び保険会社グループにおいて、設立を目指す保険業高度化等会社で実施予定の業務と同等の行為を試験

⁸ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律九十号）二条三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限りま。

⁹ 特定妨害行為の例示としては、特定重要設備をウイルスに感染させ、機能を停止・低下させる行為、特定重要設備に不正にアクセスして操作を行うことや、情報の滅失・改ざん等を通じて、特定社会基盤事業者が本来意図した動作とは異なる動作をさせる行為が挙げられています。なお、特定妨害行為には、サイバー攻撃などに限らず、物理的な方法（爆発物など）も含まれるとされています（以上につき、令和 5 年 10 月 6 日、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「[経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説（暫定版）](#)」4 頁参照）。

INSURANCE NEWSLETTER

的に実施することができるか明らかではなかったため、当該行為が保険業法上の「業務」には該当せず、行うことができることを明確化したものとされています（銀行に関し、パブコメ 1 番～11 番等参照）。保険業法上の「業務」には該当しないことから、監督指針上の「実証実験」（監督指針 III-2-2-5(1)注 2）として整理できる限りにおいて、その他付随業務該当性の検討は不要となります（銀行に関し、パブコメ 17 番参照）。

従前から保険会社において行われている業務範囲規制の範囲内での実証実験については、これまでどおり実施可能であり、従前の取扱いを変更するものではなく（パブコメ 1 番～11 番等参照）、改めて改正された監督指針に基づく整理は不要となります（パブコメ 24 番参照）。

改正された監督指針では、「実証実験」のリスクの検討が求められています（同 III-2-2-5(1)注 2、留意点につき同(2)③）が、その内容はあくまでも実施しようとする実証実験に係るリスクの検討であって、事業化した場合に想定されるリスク等の検討までは求められず、当該リスク等の検討や挙証の程度も、実証実験の規模や態様に応じたものでよいとされています（銀行に関し、パブコメ 12 番参照）。

実証実験の実施主体は、保険持株会社（銀行に関し、パブコメ 25 番参照）や子法人等、関連法人等（銀行に関し、パブコメ 27 番参照）も含まれます。実証実験の内容は、監督指針の実証実験の要件を満たすものであれば、ユーザーから対価の收受を伴うものも認められる（パブコメ 22 番参照）ことが明確化されました。

(2) 外国特定金融関連業務会社に関する保険業法施行規則、その他付随業務に関する監督指針の改正案の公表（6月30日付）

金融庁は、関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、[外国で一般事業を併せ営む金融関連業務会社の業務範囲を緩和する保険業法施行規則の改正案、保険会社の付随業務として、保険会社子会社及び保険持株会社の子会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務を明確化する監督指針の改正案](#)を公表しました。

施行規則改正案の概要は以下のとおりです。保険会社が、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合、子会社範囲規制にかかわらず、5 年間は保有できる猶予期間が定められていました。令和 3 年 5 月 26 日法律第 46 号による保険業法改正により、国際競争力の強化を目的として、猶予期間の 5 年から 10 年への延長（保険業法 106 条 6 項柱書）及び恒久化承認（同条 8 項）の創設と併せて、保険会社は、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている「子会社対象外国会社」に加えて、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている「外国特定金融関連業務会社」を子会社とした場合にも、この猶予期間が適用されることになりました（同条 6 項 1 号）。

「外国特定金融関連業務会社」は、主に一般事業を兼営する外国のリース会社や

INSURANCE NEWSLETTER

外国の貸金業者が想定されていました¹⁰（同法施行規則 57 条の 4）。今般、「外国特定金融関連業務会社」の範囲が拡大され、同法施行規則 56 条の 2 第 2 項 21 号の自家型前払式支払手段を発行する業務もしくは第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務を主として営む外国の会社を追加する改正案となっています。

監督指針の改正案は、保険会社のその他付随業務に「保険会社の子会社又は保険持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に应ずる業務に関する代理・媒介業務」（監督指針 III-2-13-2（1））を追加するものとなっています。

(3) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（案）の公表（9月4日付）

金融庁は、2023年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）も鑑み、金融庁所管分野における対応方針及び対応要領を改正する上での参考とするため、意見を募集していました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が2021年に改正され、事業者における合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へ改められたこと等を踏まえ、対応指針に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められるとされています。対応要領においては、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例が加筆されるとともに、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例が追加されています。合理的配慮についても、合理的配慮に当たり得る例の加筆とともに、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例が追加されています。合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例として、「電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること」が挙げられています。保険契約者からの電話のみで手続可能等としている場合には、代替措置の検討が必要になると考えられます。電話リレーサービスについては、下記(4)をご参照ください。

¹⁰ 2020年12月22日金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告 - 経済を力強く支える金融機能の確立に向けて - 」14頁

INSURANCE NEWSLETTER

(4) 保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果の公表（9月13日付）

金融庁は、生命保険会社42社及び損害保険会社のうち個人保険を取り扱う33社に対して、2023年3月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その結果を公表しています。

公共インフラとしての電話リレーサービスに対応している保険会社の割合は、生命保険会社においては78.6%、損害保険会社においては84.8%であったとされています。電話リレーサービスについて、保険会社においては、「聴覚障がい者との対話をサポートする公共インフラとしての電話リレーサービスへの対応などに進展の余地が認められた」一方、保険代理店においては「公共インフラとしての電話リレーサービスに対応していると回答した代理店が約1割程度にとどまり、代理店における同サービスの周知も含めた認知度の向上が望まれる」と指摘されています（[2023年保険モニタリングレポート](#)、54頁）。

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方（以下、「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスです（[総務省「聴覚障害者等の電話利用の円滑化」](#)参照）。聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律53号）に基づき、公共インフラとしての電話リレーサービスを適正かつ確実に提供することができる者として、[一般財団法人日本財団電話リレーサービス](#)が指定されています。通訳オペレータは、聴覚障害者等と保険会社、保険代理店の双方が伝達する内容を知ることとなりますが、通訳オペレータには法令上の秘密保持義務が課されています（同法15条）。

(5) 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等の公表（10月16日付）

金融庁は、[「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等](#)を公表しました。

行政手続きのデジタル原則適合に向けた対応等のため、金融庁が所管する内閣府令等について、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し、クラウド利用等に関する規定の整備等の所要の改正を行うものとされています。これは、デジタル庁の[デジタル臨時行政調査会作業部会](#)において、府省令においてフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定によって、手続きのオンライン化が進みにくい状況となっていること、また、他の記録媒体やクラウド等の利用の可否が法令上不明確となっていること等の課題が指摘されていたことを踏まえたものと考えられます。

関係する施行規則、命令等においては、主に「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった文言が「電磁的記録媒体」に置換され、電磁的記録媒体の定義として「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することがで

INSURANCE NEWSLETTER

きない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。」と規定されています。また、内閣府の所管する金融関連法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合等¹¹において、クラウド等の利用が可能となることを明記する改正案が公表されています（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 13条）。

(6) 保険業該当性に関する Q&A の公表（11 月 30 日付）

金融庁は、保険行政の透明性を高めつつ、事業者における新規サービスの事前検討の円滑化を図る観点から、基本的な考え方を記載した「[保険業該当性に関する Q&A](#)」を公表しています。

従来からノーアクションレター等で示されていた考え方を明確にする部分が多いですが、条文や監督指針に定められた各要件の解釈が整理して解説されているため、実務上参考になると思われます。

(7) IFRS に関する監督指針の改正案の公表（12 月 5 日付）

企業会計基準委員会が公表する改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」では、在外子会社の財務諸表が IFRS に準拠して作成されている場合、当該財務諸表を連結決算手続上利用することができることとされていますが、その場合の保険グループの連結財務諸表上の在外子会社の表示方法を明確化するため、金融庁は[監督指針の改正案](#)を公表しています。2024 年 1 月 16 日（火）17 時（必着）までパブリックコメントを募集しています。

6. その他の報告書等の公表

(1) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2023 年 6 月）の公表（6 月 30 日付）

金融庁は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について、金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等を「[マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題](#)」（2023 年 6 月）として、取りまとめ公表しています。前回の 2022 年 3 月末時点の公表と基本的に同一で、本 NL では前回からの更新箇所について取り上げます。

保険会社のリスクの所在について、前回の公表でも海上保険のリスクに言及されていましたが、「最近の安全保障にかかる国際情勢等に鑑み、海上保険におけるテロ資金供与リスク、拡散金融リスクの高まりに対応することが重要である」として、

¹¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）9 条 1 項により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合を含みます。

INSURANCE NEWSLETTER

海上保険のリスクの重要性が追記されています。海上保険のリスクへの対応として、制裁対象リストとの照合に加えて、制裁等に関する特別条項/Sanction Limitation and Exclusion Clause¹²を約款に適用することが追記されています。また、保険会社において取組みが進んでいる事例として挙げられている海上保険のスクリーニングに関して、具体的に「最近の国際情勢や地政学リスクの高まり等を踏まえ、リスクに応じて、AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）により船舶の航路をモニタリングしている」例が追記されています。

また、生命保険会社・損害保険会社を問わず、保険会社が行う資産運用に関するリスクが明確化され、「投資業務を通じ、経済制裁対象者が関与している企業への資金流入リスク」とされています。さらに、リスク対応の例も追記され、「直接的な投資先に対しては、投資先の役員や実質的支配者について制裁対象者リストと照合すること、一方で間接的な投資先に対しては、例えばファンド・オブ・ファンズを通じた投資であれば、投資先ファンドの運用業者に対してマネロン等リスク管理態勢の確認を行うなどの対応が考えられる。」とされています。

(2) 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況の公表（6月30日付）

金融庁は、「[経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況](#)」を公表しました。こちらでは、経済価値ベースのソルベンシー規制に関するこれまでの検討を踏まえ、基準の最終化に向けての論点及びその検討状況が整理されています。また、2025年度に新規制を導入することを改めて明言され、主なスケジュールとして以下の点が記載されています。

- ・各論点の結論を取りまとめた基準案を2024年春頃に公表する。
- ・2024年の秋頃にICSの最終化が予定されており、基準案の公表を予定している2024年春頃までにICSの結論が不明であり、かつ、ICSの結論を踏まえる必要がある論点については、ICSの最終化後に調整を行い、結論を示すこととする。ただし、調整に当たっては、各社のシステム開発等の態勢整備への影響、ESRの水準への影響を考慮し、十分に保険会社及びその他の関係者と対話を行う。
- ・上記を踏まえ、規則・告示等の公布・施行を行い、2026年3月期から新基準に基づくESRの計算・報告を開始する。

(3) 金融庁の令和6年度税制改正要望の公表（8月31日付）

金融庁は、[税制改正要望](#)を取りまとめ公表しています。

金融庁は、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割の大きさを踏まえ、生命保険料控除制度の拡充を要望しています。具体的には、扶養する子どもが

¹² 保険会社の「保険引受け・保険金支払い等の行為」が、制裁等に抵触するおそれがある場合に、保険会社はこれらの行為を行わない（約款等の規定を超えて保険金支払いの対象外となる）とするもの

INSURANCE NEWSLETTER

いる場合、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除ごとの控除限度額を引き上げるとともに、所得税についての全体での所得控除限度額を16万円に引き上げる要望がされています。また、扶養する子どもがいない場合でも、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除ごとの控除限度額を引き上げ、所得税についての全体での所得控除限度額を14万円に引き上げる要望がされています。

【現行制度】

※2012年1月以降の契約について

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:4万円 地方税:2.8万円	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円
	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円

【要望する制度】

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
[所得控除限度額] 所得税:16万円・地方税:7万円		
所得税:6万円 地方税:4.2万円	+	所得税:5万円 地方税:3.5万円
	+	所得税:5万円 地方税:3.5万円
[所得控除限度額] 所得税:14万円・地方税:7万円		
所得税:4万円 地方税:2.8万円	+	所得税:5万円 地方税:3.5万円
	+	所得税:5万円 地方税:3.5万円

(出典：税制改正要望、11頁)

このほか、死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ、保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持が要望されています。

7. 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

(1) 生保協会、損保協会共通

金融庁と生保協会(2023年7月21日開催)及び損保協会(同月20日開催)の意見交換会において、ゲノム情報の適切な取扱いについて言及されています。

2023年6月16日に公布・施行された「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」において、基本的施策として、①ゲノム医療の研究開発及び提供に係る体制の整備、②生命倫理への適切な配慮の確保、③ゲノム情報の適正な取扱い及び差別等への適切な確保、④医療以外の目的による解析の質の確保、等が規定されています¹³。今後、政府がゲノム医療施策に関する基本計画を策定するにあたり、保険業界の協力が要請されています。また、ゲノム情報の取扱いについて、給付金の請求等の場面において、保険会社からゲノム情報を求められたとの声も聞かれるとのことで、各保険会社においては、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用は行っていないことや、また、ゲノム情報による不当な差別を行わないことについて改めて徹底するなど、引き続き適切な対応が要望されています。

(2) 生保協会との意見交換会

9月15日の意見交換会において、相互会社における契約者配当について言及されています。

¹³ 同法の概要につき、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoyou/data_rikatsuyou/dai10/siryou4-1.pdf

INSURANCE NEWSLETTER

金融庁は、契約者配当は顧客の利益に直結するものであり、保険契約者への利益分配と健全性の維持向上とのバランスを取ることが重要であること、契約者配当政策について分かりやすく丁寧に説明することを通じ、保険契約者等のステークホルダーとの間での活発な対話が行われることは、生命保険会社のガバナンス向上の観点からも望ましいとの考え方を示しています。このような考え方にに基づき、2023事務年度は、契約者配当に係る情報提供のあり方等を中心に相互会社と対話を行う予定であるとのこと。

(3) 損保協会との意見交換会

[9月21日の意見交換会](#)において、保険金の不正請求や価格調整行為といった損害保険業界における顧客の信頼を失うような事案の発生を踏まえ、損害保険業界が国民からの信頼を取り戻していく取組みを、個社だけではなく損保協会として後押しすることが要望されています。

8. 保険商品審査事例集の公表

金融庁は、2023年6月、[保険商品審査事例集](#)を公表しています。顧客本位に関するものとして、以下2点取り上げます。

(1) 一部の給付金に対応する保険料の例示等

所定のがん検診費用の一部又は全部を賄うことを目的に給付金を支払う商品について、顧客に対してがん予防に取り組むインセンティブを与える一方、健康との診断を受ければ誰でも支払いを受けることが可能であり、保険料の払戻し的な性格を持つという特殊性を有するとともに、諸事情により受診機会を逸したケースが多く出るほど保険会社の利益が増加するといった性質を有しています。

このような特殊性に鑑み、顧客が真に必要な保障であるかを判断できるよう、保険募集時において当該給付金に対応する保険料の例示や未受診の場合に給付金が受け取れないことに関する注意喚起を行うことに加え、受診期限が到来する前に未受診者に対し受診を促す事務フローを構築することを商品審査の過程で確認の上、認可を行ったとされています（以上につき、[2023年保険モニタリングレポート](#)、55頁参照）。

なお、簡易な検査を含めた検診一般について、上記のような給付金を支払う保険商品を認可するものではないと付記されています。

(2) 顧客の比較推奨に資する費用開示

顧客が自らのニーズに適合した投資性の金融商品を選択できるようにするためには、複数の金融商品の商品性ができるだけ比較可能であることが望ましいとされています。重要情報シートも同様の観点から導入されたものです。この点、投資性の

INSURANCE NEWSLETTER

保険商品について、その商品性を他の金融商品との間で比較するためには、契約に係る諸費用を控除した実質的な保険料を知ることが必要となります。このような観点から、保険会社は、適切な商品設計を行うだけでなく、募集方法についても、顧客目線に対応することが望ましいとの着眼点が示されています。

資産形成に重点を置くコンセプトを掲げていた変額保険について、設計書を含む募集資料の記載案も当局が確認しつつ審査が行われた本事例は、商品設計自体は変わらずに情報提供面でどのような工夫が可能かという観点で当局と申請会社で議論されたものとされています。申請会社が提示した具体的な取組みは以下のとおりです。

- ・ 契約に係る諸費用には加入年齢や期間等により異なる保険関係費用があるため、パンフレット等において一律に実質的な保険料を開示することは困難であるが、個々の設計書等の中で経過年数毎に払込保険料累計と返戻金額との関係を説明し、実質的な保険料を把握できる等の工夫をした。
- ・ 取引前に確定することが困難な費用について、募集関係資料に過去の事例に係る費用の水準感を掲載する等の工夫をした。

投資性の保険商品については、商品設計段階から比較検討されることを前提にした検討が行われることが望ましいとされています。

セミナー情報

- セミナー 『近時の保険業界を取り巻く環境と法的留意点～法的論点・行政処分事例等から学ぶコンプライアンス対応を中心に～』
開催日時 2023年12月21日（木）9:30～12:30
講師 小川 友規
主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

- 論文 「Chambers Global Practice Guide Insurance Litigation 2023 - Trends and Developments」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Insurance Litigation 2023
著者 吉田 和央、小川 友規（共著）

NEWS

- IFLR1000 2023 にて高い評価を得ました
当事務所と当事務所の弁護士が日本において高い評価を受けております。さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及びベトナムにおいても各分野と各オフィスに所属する弁護士

INSURANCE NEWSLETTER

が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

Insurance 分野からは、Highly regarded に河井 聡、江平 享、田井中 克之、
Notable practitioner に藤津 康彦が選ばれました。

- **Who's Who Legal: Japan 2023 にて当事務所の弁護士が選出されました**
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2023 にて、当事務
所の弁護士が各分野にて National Leader に選出されました。
Insurance & Reinsurance 分野からは、吉田 和央が選ばれています。